



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 29 日(木)
号外第 101 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (54) (農業大学校) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新規就農者の育成増加を図るため、新しく先進農家実践研修を始めるとともに、短期研修科をスキルアップ研修に改める。

2 規則の概要

- (1) 研修課程において実施する研修は、スキルアップ研修及び先進農家実践研修とする。
- (2) 受講料を徴収しない研修は、先進農家実践研修とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年11月1日とする。

規 則

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(研修)</p> <p>第22条 研修課程の研修（以下この章において「研修」という。）は、<u>スキルアップ研修及び先進農家実践研修とし、その修業期間は、12月を超えない範囲内で校長が定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>(受講料の納付等)</p> <p>第25条 前条第2項の規定により<u>スキルアップ研修の</u>受講を許可された者は、条例に定めるところにより、受講料を納付しなければならない。</p> <p>2 受講料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める<u>期限までに</u>納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>修業期間が2年度にわたる研修 初めの年度分は研修開始の日から1月を経過する日まで、翌年度分はその年度の4月30日まで</u></p> <p>(2) <u>修業期間が6月を超える研修（前号に掲げる研修を除く。） 初めの6月分は研修開始の日から1月を経過する日まで、残りの期間分はその期間の最初の日から1月を経過する日まで</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる研修以外の研修 研修開始の日から1月を経過する日まで</u></p> <p>3 <u>条例第7条第2項の規則で定める研修は、先進農家実践研修とする。</u></p>	<p>(研修の科等)</p> <p>第22条 研修課程の研修（以下この章において「研修」という。）<u>における科及びコースは、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科</th> <th style="width: 50%;">コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="border: 2px solid black;">短期研修科</td> <td>3か月コース</td> </tr> <tr> <td>6か月コース</td> </tr> <tr> <td>12か月コース</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(受講料の納付等)</p> <p>第25条 前条第2項の規定により受講を許可された者は、条例に定めるところにより、受講料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>条例第7条第2項の受講料は、次の研修コースの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>3か月コース及び6か月コース 受講の許可を受けた日（次号において「許可日」という。）から20日以内に受講料の全額を納付する。</u></p> <p>(2) <u>12か月コース 前期分にあつては、許可日から20日以内に、後期分にあつては後期開始後20日以内に、それぞれ受講料の額の2分の1に相当する額を納付する。</u></p> <p>(3) <u>前2号の規定にかかわらず、6か月コース及び12か月コースの終了が年度を超えるときは、当該年度を超えた月分の受講料については、翌年度の4月20日までに納付する。</u></p>	科	コース	短期研修科	3か月コース	6か月コース	12か月コース
科	コース						
短期研修科	3か月コース						
	6か月コース						
	12か月コース						

第2条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を次のように改正する。

様式第8号の5、様式第8号の6及び様式第9号中「短期研修科 コース」を「 研修」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立農業大学校管理規則第22条第1項に規定する短期研修科の研修のうち、この規則の施行の日以後に終了するものは、改正後の鳥取県立農業大学校管理規則第22条第1項に規定するスキルアップ研修とみなす。